主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

理 由 本件上告理由は末尾添付「理由書」記載のとおりである。

| 縷説の所論は要するに原審が適法に行つた証拠の取捨判断、事実の認定を批難するに帰するもので採用できない。

よつて本件上告を理由なしとし、民事訴訟法第四百一条、第九十五条、第八十九 条に則り主文のとおり判決する。

(裁判長判事 谷本仙一郎 判事 村木達夫 判事 猪狩真泰)